

別表(第8条関係)

種別	金額		
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
会議室	140円	210円	210円
交流室	140円	210円	210円
講堂	140円	210円	210円
運動場	140円	210円	

備考

- 1 利用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの使用料は、当該時間区分の使用料の額とする。
- 2 利用時間区分帯を2欄以上にわたって利用する場合の使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。
- 3 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときは、この表の使用料に10割を加算した額とする。